

銀座街づくり会議

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目6-1 銀座三和ビル3F

PHONE: 03-3567-1535 ● FAX: 03-3563-0236 ● E-mail: ga-tpc@ginza.co.jp

● このNEWSLETTERは、銀座通連合会会員、銀座街づくり会議関係者の方々にお送りしています●

平成17年度、中央区と銀座街づくり会議は、銀座地区まちづくり課題について総合的な検討をおこなってゆくことになりました。まずは銀座地域の課題を洗い出したう

えで、それらを検討し制限手法を検討していきます。今年度のみならず、来年度以降も継続的に協議を続けてゆく予定です。

中央区と協議会が始まります



工作物の高さや意匠

中央区より、今年度の検討課題として提案されたのは大きく2つ。

ひとつめは、工作物に対する高さ制限や意匠制限の検討です。

現在の地区計画「銀座ルール」では、通りごとの建物の高さ制限、容積率、壁面後退は決められています。建築物の上のせられる工作物には何の決まりもありません。したがって、高い工作物をつくることによって、街並みの全体的な高さはバラバラになってしまいます。また、建物や工作物の色や形、デザインについての規制もありませんので、街並みに合わない色や奇抜すぎるデザインの建築物や工作物がつくられる可能性もあります。そこで、工作物の高さを制限し、銀座にふさわしい、街並みと調和した意匠となるよう、ルール化してゆこうというものです。



大規模開発に対するルール

もうひとつの課題は、大規模開発に対する地域ルールの検討です。

一般に大規模開発を行う場合の手法としては、都市再生特別地区、特定街区、総合設計制度などが考えられます。現在の都市計画法においては、これらの手法を活用する建

築物については、「銀座ルール」を適用せず、各手法の基準による制限を適用することとなっています。しかし、それではせっかく銀座が、銀座らしい街並みを維持しようと独自の「銀座ルール」を作成した精神が生かされないことになってしまいます。また、その街区だけ、周辺の建物とは大きく異なる高さや形態の建物となり、銀座全体としてまとまりを感じられなくなる可能性がありますので、いかにして、街並みとの調和を図るかが重要となります。

現在すでに、銀座地区における大規模開発の案件があります。また既存不適格建築物の多い銀座においては、今後も他の案件は出てくることでしょう。その場合、銀座にふさわしい開発について、基本的な考え方をしっかりとつくっておく必要があるのです。

会合において、銀座からは、大規模開発だけでなく小さなビルの建て替えについても検討したい、ハード面ばかりでなくソフト面でのコミュニティのありかたの充実をはかりたい、経営者ばかりでなく従業員やお客様など幅広い意見をとりいれてゆきたい、などの意見が出ました。

中央区と銀座街づくり会議は、今後、相互の信頼感に基づいて協議を続け、地区計画「銀座ルール」を充実化してゆきます。会合は1.5ヶ月に1回程度開催される予定。今後の協議の次第は、またご報告していきます。

銀座の街並みを考える

5

共催・銀座街づくり会議
全銀座会
銀座通連合会
後援・中央区

銀座への大いなる期待

日時 2005年5月30日(月) 14時～16時30分

場所 教文館ウェンライトホール

中央区銀座4-5-1 9F

* 参加費は無料です

* 定員に限りがありますので、申し訳ありませんが、1企業(団体)2名様までとさせていただきます

●基調講演

「銀座への苦言と期待」(仮)

松葉 一清(朝日新聞編集委員・建築評論家)

●ディスカッション

「銀座は期待にこたえているか」

松葉 一清・三枝 進(サエグサビル社長) 他
司会 蓑原 敬(都市プランナー)

お申込みは

銀座街づくり会議

03-3567-1535

(担当者:竹沢 前川)